

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律の概要

環境保護に関する南極条約議定書附属書VIの締結に向けて、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態について、主宰者による対応措置の実施の義務付け等の措置を講ずる。

■ 背景

- 近年、南極地域における観光船舶数が増加し、船舶からの油流出事故等により環境上の緊急事態※が発生する蓋然性が高まっている。

※南極の環境に対し重大かつ有害な影響を及ぼすような偶然の事故

- 南極において環境上の緊急事態が起こった場合の責任を定める附属書VIを発効に近づけるため、国内担保を図り、附属書VIを締結する必要がある。
- 我が国でも、民間の旅行会社による南極観光船等が就航し、国の事業としては南極地域観測事業を継続的に実施しており、本法律により、環境上の緊急事態が発生した際に、的確な対応が行われる。

- * 条約発効要件は、附属書VI採択時の全ての南極条約協議国（28か国）による締結。2026年1月現在、19か国が締結済み。
- * 2026年5月、広島において南極条約協議国会議開催予定。

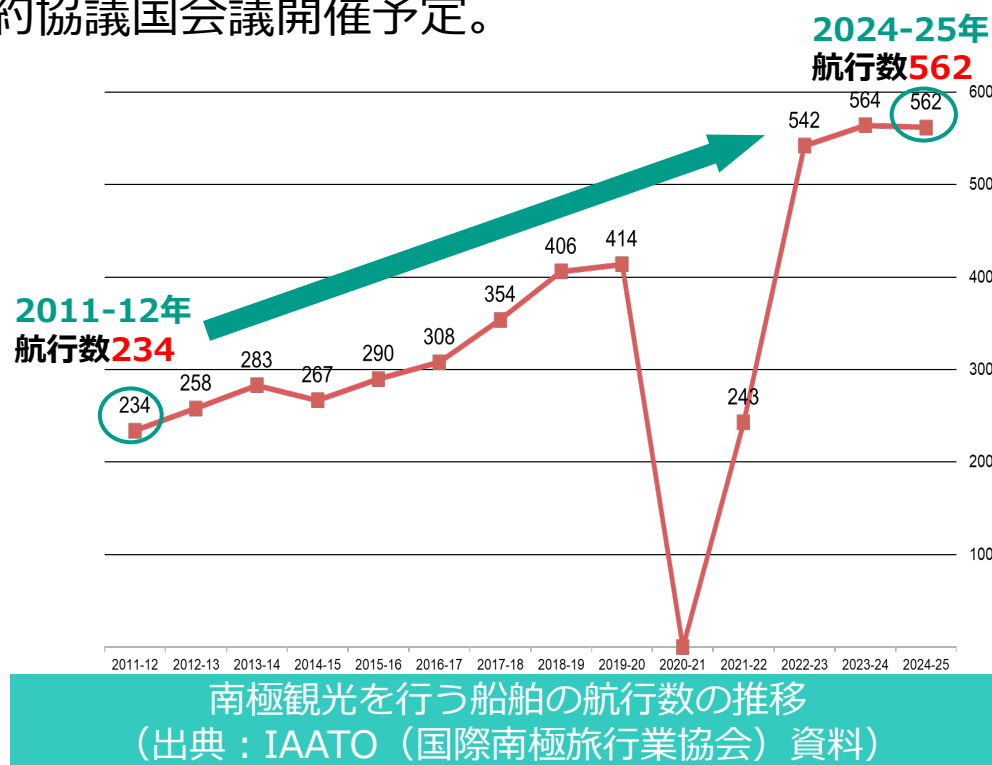
南極条約（1961年発効）

- 南極地域の平和的利用
- 科学的調査の自由と国際協力の促進
- 領土権主張の凍結

環境保護議定書（1998年発効）

- 発効済み
- 附属書Ⅰ 環境影響評価
 - 附属書Ⅱ 南極の動物相及び植物相の保存
 - 附属書Ⅲ 廃棄物の処分及び廃棄物の管理
 - 附属書Ⅳ 海洋汚染の防止
 - 附属書Ⅴ 地区の保護及び管理
 - 附属書Ⅵ 環境上の緊急事態から生ずる責任（未発効）

環境保護議定書の構造



環境上の緊急事態（イメージ図）



アデリーペンギンの営巣地



南極観光の様子

■ 主な改正内容

＜事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の対象の見直し＞

- 事前確認の対象となる南極地域活動に、南極大陸への上陸を伴わない観光船や科学的調査船を追加。

＜附属書Ⅵ（環境上の緊急事態から生ずる責任）＞

- 以下の内容を追加。

事前の準備

南極地域活動の主宰者（南極観光を企画する旅行会社、観測事業を取りまとめる者など）による確認申請の際の申請事項に防止措置に関する事項等を追加、併せて緊急時計画の作成、費用負担を確実にするための措置を義務付け

事故時の措置

南極地域で環境に影響を与える事件（冰山との衝突など）発生

主宰者の
通報義務・
応急措置義務

環境上の緊急事態に該当(環境大臣が公示)

主宰者の
対応措置義務

とられた

(対応終了)

環境大臣
による対応

とられた

環境大臣が
主宰者から
費用徴収

他の締約国
による対応

とられた

その締約国に
主宰者に対する
請求権発生

いずれの国も
対応せず

主宰者が
納付金を
国庫に納付

費用の負担

※政府は、納付金に相当する額を南極条約事務局の基金に拠出

＜施行期日＞ 附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から1月後（事前確認の対象の見直しは公布の日から20日後）